

2025 年 12 月 4 日

スポーツ庁 スポーツ審議会スポーツ基本計画部会におけるヒアリング資料

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会
会 長 来田 享子

1. 団体において取り組まれているスポーツ振興に向けた取組状況・成果**1) 本会の組織及び活動**

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会(以下「本会」と略す)は、正会員 5,490 名(2025 年 7 月 1 日現在)を有する日本国内において最大規模の体育・スポーツ・健康に関する学術団体である。16 の専門領域(体育哲学、体育史、体育社会学、体育心理学、運動生理学、バイオメカニクス、体育経営管理、発育発達、測定評価、コーチング学、保健、体育科教育、スポーツ人類学、アダプテッド・スポーツ科学、介護予防・健康づくり、体育・スポーツ政策)と 21 の地域協力学会を有し、関連する学術団体と連携して、スポーツの振興や体育・スポーツ・健康に関する政策とも関連する研究を行っている¹。関連する研究成果は、機関誌『体育学研究』²のほか、専門領域関連学術雑誌(「年報体育社会学」「体育経営管理論集」「体育・スポーツ政策論叢」「体育科教育学研究」「アダプテッド体育・スポーツ学研究」「コーチング学研究」など)において公表している。

2) 学会大会、研究会、応用研究部会等におけるスポーツの振興等に関連する研究活動

本会は、学会大会及びその他の研究会等を実施しており、スポーツの振興と関連する様々な内容の研究成果の報告を行っている³。特に、学会大会においては、スポーツ文化、学校保健体育、競技スポーツ、生涯スポーツ及び健康福祉の研究部会を設定し、テーマ別の研究発表とシンポジウムを行い、スポーツの振興と関連の深いテーマが議論されている。例えば、2025 年度の日本体育・スポーツ・健康学会第 75 回大会では、「青年期のスポーツ文化を問い直す―学校と地域ではどのようなスポーツ文化が継承されてきたのか―」「国際競技力の向上を通じた豊かな社会の実現」「こどもまんなか社会での健康・福祉を考える―誰一人取り残さない、身体活動・運動・スポーツ―」などのテーマ別シンポジウムが行われた。また、学会大会とは別に研究会やシンポジウムを企画しており、スポーツの振興とも関連するテーマを扱っている。例えば、2025 年 2 月 5 日には遠藤利明氏による特別講演「日本のスポーツ政策の未来を考える」を実施し、今後のスポーツ政策やスポーツ基本法の改正などについて議論した。本会は、今後とも学会等に行政、立法、スポーツ団体などの関係者を招いて共に議論し、スポーツの振興等に関する連携を深めていきたいと考えている。

¹ 日本体育・スポーツ・健康学会 HP「研究活動」<https://taiiku-gakkai.or.jp/research-activities>

² 日本体育・スポーツ・健康学会 HP「機関誌」<https://taiiku-gakkai.or.jp/kikanshi>

³ 日本体育・スポーツ・健康学会 HP「学会大会・研究会」<https://taiiku-gakkai.or.jp/society>

3) 政策検討・諮問委員会による活動

本会は、学術的立場から審議検討することが必要な体育・スポーツに関わる政策的・社会的課題について調査研究を行うとともに、体育学研究の幅広い研究知見を体育・スポーツ政策及び実践現場に還元し、国民のスポーツ生活の充実に反映させるために「政策検討・諮問委員会」を設置して、諸活動を行っている。2021-2022 年度及び 2024 年-2025 年の政策検討・諮問委員会では、「運動部活動の地域移行に関する調査」⁴及び「学校運動部活動改革に関する研究報告」⁵を行い、研究成果を報告書として公表している。

2. 現状団体において抱えられている課題

1) 本会の研究成果のスポーツ政策及び社会への還元とそのための関係団体との連携の必要性

本会は、前記の通り、体育・スポーツ・健康の振興と関連する様々な調査研究活動を行ってきているが、これらの研究成果や知見をどのようにスポーツ政策や社会へ還元することができるかが課題となっている。特に、スポーツの振興に関連する研究成果をスポーツ政策の政策立案や評価のために還元することが十分にできていないという課題を認識している。このため、本会においては政策検討・諮問委員会を特別に設置し、関連する政策の検討をするとともに、これらの研究成果を文部科学省やスポーツ庁をはじめとする関係機関・団体等に提供したり連携したりするための方策を検討している。特に、文部科学省及びスポーツ庁とのスポーツの振興のための連携を強化していくことを要望したい。また、文部科学省、スポーツ庁など関係機関との定期的な研究実務交流、意見交換、協議の場を設定する必要があると考えている。

2) スポーツの振興に関する政策協議・立案等における本会の参画及び連携の必要性

近年の国のスポーツ政策やスポーツの振興方策は、急速に変革され、様々な改革や新たな取り組みがなされてきている。しかしながら、これらの関連する政策の立案や協議のプロセスに、本会の関係者が代表者として参画する機会が少ないことを課題として認識している。スポーツの振興に関する様々な方策が企画・決定されているが、どのような議論が行われたのかよくわからないことも多く、またスポーツの振興方策の政策の実施に深くかかわる本会会員も多いが、関係する政策決定や政策実施の理解や周知が十分に及んでいないことが課題として挙げられる。今後は、本会を代表する関係者がスポーツの振興に関する政策決定や協議に場に参画する機会を確保していただくとともに、関連する情報をいち早く会員に周知できるような連絡体制の強化を図る必要がある。

特に、2025 年にスポーツ基本法(以下「基本法」と略す)が大幅に改正されたが、どのような改正であったのか、条文の内容や趣旨について、スポーツの振興と関係が深い会員を多く要する本会

⁴ 2021-2022 年度政策検討・諮問委員会、尾山裕介、辻大士、佐藤洋「運動部活動の地域移行に関する調査」の報告、体育学研究 68(2023)Report 号、
https://www.jstage.jst.go.jp/pub/pdfpreview/jjpehss/68/Report_68_R1_7.jpg

⁵ 水上 博司、関根 正美、山口 香「学校運動部活動改革に関する研究報告—運動部活動の地域移行をめぐる—」「学校運動部活動改革に関する研究報告」の刊行にあたり」体育学研究 70(2025)Report 号

において、必要な情報連絡などがなされていないと考えている。基本法に基づきスポーツの振興を図るうえで関係者との連携や情報の周知、理解増進がさらに必要であるとする。例えば、基本法の改正について、スポーツ団体に対しては、「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」(7ス庁第 715 号令和 7 年 6 月 20 日)が通知されているが、本会はこの通知に含まれていない。本会を当該通知の対象に含めるか、主要な関係学術団体に対しても情報の共有や周知を図っていただくことを要望する。第3期スポーツ基本計画(以下「第3期計画」と略し、第4期スポーツ基本計画を「第4期計画」と略す)においても、「広報活動の推進」が今後の課題として示されており、関連学会関係者に対しても基本的な情報の共有を図る必要がある。また、例えば、スポーツ審議会のスポーツ基本計画部会の委員として、本会を代表する委員を選任していただくことも要望したい。また、特定の政策課題の検討や調査研究について依頼があれば、本会から適任の専門者を推薦したい。

3) 本会の研究成果のスポーツの振興に関する EBPM への活用

第3期計画においては、「スポーツ行政分野における EBPM の推進」が課題として挙げられている。一方、本会は、本会の研究成果をスポーツの振興方策にどのように生かすことができるかを検討することが課題となっている。このため、スポーツ基本計画の策定や各種の政策評価指標の開発、スポーツの振興に関する調査、データやエビデンスの検討、それらの研究成果の活用について、スポーツ行政分野との連携協力をさらに強化していく方策を検討する必要がある。

4) スポーツの振興に関する定期的な研究及び情報等の交換の場の設定

本会では、政策検討・諮問委員会を中心にして、体育・スポーツ・健康に関する振興方策や調査研究について、立法、行政、スポーツ、学術などの関係者及び関係団体が情報を交換するための定期的な場を設定することが課題となっている。このために、今後本件について文部科学省及びスポーツ庁とも関連する協議を行いたいと考えている。

3. 第4期計画において期待すること

1) 政策体系及びロジックモデルのセオリーの構築とスポーツ基本法との整合性の確保

第3期計画ではスポーツ政策のロジックモデル等の整理・構築が重要な課題として示されており、第4期計画においてもこの課題の改善を図ることを期待する。特に 2025 年に基本法が改正され、様々な政策理念や課題が新たに示されており、基本法改正に対応した政策体系の見直しが必要になると考える。しかしながら、基本法における政策の理念や基本的な考え方の内容の整理は十分に公表されておらず、第4期計画の策定を通じてさらに理念や方針を明確化し、その体系やロジックを整理するための具体的な検討を行うことを期待する。

2) 第4期計画の検討や協議への本会関係者の参画

第4期計画を検討するにあたっては、本会を含めた関係者との十分な協議の場を設定し、広く意見や科学的知見が取り入れられることを期待する。特に今後のスポーツ審議会のスポーツ基本計画を検討する委員に本会を公式に代表する関係者が選任されることを期待する。または、議題や課題に応じて専門の研究者等を本会が推薦したり派遣したりすることも期待される。

3) スポーツの振興及び政策の検討における学術団体との連携協働

基本法第7条は、多様な関係者との相互の連携及び協働を図ることを定めており、同法第16条は、スポーツに関する科学研究の推進等とそのための連携を強化するための施策を講じることを定めている。特に同条2項では「国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする」。ことを定めている。以上の基本法の規定に基づき、本会をはじめとする関係する学術団体との調査研究に関する連携及び協働について基本的な方策を基本計画で示すことを期待する。

4) スポーツと文化芸術との融合に関する方策

基本法第7条では、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者との連携協働が新たに掲げられ、今後の日本のスポーツの発展や成熟においてスポーツと文化芸術との融合やそのための関係団体の支援が求められている。特に第4期計画においては、関係するミュージアム・博物館・資料館、大学等教育・研究機関、学術団体、自治体等のネットワークを形成し、スポーツに関わる文化の保存・継承の基盤を整備することを方策として示されることを期待する。

5) 基本計画において関係主体として学術団体をさらに位置づけること

第3期計画では、「様々な主体に期待される役割」について記述があり、基本法第7条には関係者相互の連携協働を定めている。第4期計画では、関連する施策等における関係主体の一つとして学術団体を具体的にも関係各所に加えていただき、学術団体が果たす役割や連携について方策が示されることを期待する。

6) スポーツとeスポーツとの概念の整理及び検討

2025年の基本法の改正においては、第24条の二において、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実の規定が導入された。「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要」によれば、同規定はeスポーツに関する規定であることが定められているが、eスポーツとは何か、どのような射程範囲や概念となるか明白でない。基本法及び基本計画においてはスポーツの基本を定めるものであるが、eスポーツに関する規定はスポーツの概念の根本にかかわるものでもあり、第4期計画においては十分な検討をする必要がある。また、本会は、スポーツを研究対象とする国内最大の学術団体であり、スポーツの基本に係るこれらの概念の検討については、本会関係者との協議や本会におけるこれまでの学術研究成果が反映されることを期待する。

7) 学校体育・スポーツ及び運動部活動に関する施策の再検討

2025年の基本法の改正により、第16条の三「発達段階に応じた継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保」が定められ、第17条の二「中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保」、第17条の三「高等学校の生徒のスポーツの推進」、第17条の四「大学におけるスポーツの推進等」が新たに規定された。学校におけるスポーツの推進等は、スポーツの振興にとって非常に重要な政策課題であり、これらの政策の基本を基本法に定めることは意義がある。しかしながら、関連施策として実施されてきた運動部活動改革については地域移行から地域展開へと施策の基本的な考え方が修正されるなど、多くの課題を残している。第4期計画では、学校における運動部活

動の位置づけを明確にし、学校や地域の実情に応じた柔軟な施策の方針が示され、部活動改革の政策実施における問題課題の改善策が示されることを期待する。

また、運動部活動をはじめとする学校の体育・スポーツの推進に関することは日本の体育及びスポーツの政策にとって非常に重要なものであり、本会をはじめとする学校及び教育研究に関連する関連団体の意見を十分に取り入れて、また協議の場を設けて検討されることを期待する。特に、体育とスポーツに関する政策の立案において、基本法や基本計画などを通じて近年スポーツを中心とした議論や政策立案の比重が増しているが、日本のスポーツの振興にとって重要な教育的、歴史的、社会的、制度的な役割を果たしてきた学校体育・スポーツ活動及び運動部活動の位置づけや意義を基本計画において確認する必要がある。また、学校体育・スポーツに関する調査研究を最も行ってきた本会の研究成果を関連する方策の検討に活用したり、政策立案・協議の場に本会の代表者が参加し意見を述べる機会を設けていただくことを期待する。

8) 関係団体の代表者が政策の協議を行う場(プラットフォーム)の設置

本会をはじめとする関連学術団体やその他の関係団体は、スポーツ審議会をはじめとする主要なスポーツ政策等を検討する組織・機関に対して公に代表者を派遣して自らの見解や政策提言を述べる機会が少なくなっている。スポーツの振興や政策に大きくかわる主要な関係団体が公に審議会等の政策決定過程に参加する必要がある。特に、第4期計画では、多様な関係団体の正式な代表者が政策の協議を行う場(プラットフォーム)を設置することを検討することを期待する。

9) 関係する基本的な理念、価値及び概念の整理検討と価値を基本とした政策の検討

基本法は、スポーツの基本理念を規定し、2025年の基本法の改正においてさらに様々な新たな理念、価値、概念等を規定した。第4期計画において、これらの関係する基本的な理念、価値及び概念を整理検討するにあたっては、これまでの学術研究の研究成果を踏まえた検討することを期待する。2021年のヨーロッパスポーツ憲章においても、「価値を基本とするスポーツ」(values-based sport)が政策の基本方針として示されているが、第4期計画の策定においても関係する基本的なスポーツの理念や価値がさらに整理され、基本法との整合性を図ることを期待する。

10) 障害者、男女共同参画社会、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する措置等に関する関係法律の適用と横断的総合的な施策の推進に関する基本及び枠組みの提示

基本法第2条8項では、障害者基本法、男女共同参画社会基本法、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律その他関係法律の規定を踏まえて、スポーツを行う者に対し不当な差別的取り扱いをせず、またスポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することが明記された。第4期計画では、同規定に基づき関係法律の規定を踏まえ、関係省庁と連携して横断的総合的な施策の基本及び枠組みを示すことを期待する。

11) 地域スポーツクラブの法的制度的基盤の確立

基本法及び基本計画では、地域スポーツクラブの育成がスポーツの振興にとって重要な政策課題であることが示されてきた。運動部活動の地域展開においても地域クラブが果たす役割が期待されている。しかしながら、地域スポーツクラブの設置は、十分に進んでいない。この課題を改善するためには、第4期計画において、地域スポーツクラブの法的制度的基盤を確立するための抜本的な改善方策を検討していくことを議題として設定することを期待する。